

○大阪府附属機関条例

昭和二十七年十二月二十二日

大阪府条例第三十九号

(趣旨)

第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第四項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2 (略)

(略)

別表第一 (第二条関係)

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
(略)	(略)
大阪府指定出資法人評価等審議会	大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例(平成十八年大阪府条例第七十一号)第四条第一項(同条第五項においてその例による場合を含む。)の経営評価、同条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による評価、同条第三項の助言等及び必要な措置並びに同条例第五条の人的援助の在り方、出資法人等(同条例第二条第一項に規定する出資法人等をいう。以下同じ。)の役員の報酬に関する事項、経営改善を図るための方策及び経営の在り方の見直し、出資法人等が策定する中期経営計画並びに出資法人等に関する重要な計画の策定についての調査審議に関する事務
(略)	(略)